

## 平成 17 年度騒音規制法施行状況調査について（お知らせ）

平成 18 年 12 月 26 日（火）  
 環境省水・大気環境局大気生活環境室  
 （直通 03-5521-8299）  
 （代表 03-3581-3351）  
 室長 内藤 克彦 （内線 6540）  
 補佐 藤本 正典 （内線 6543）  
 担当 田中，村橋，迫越（内線 6546）

環境省は、全国の都道府県等の報告に基づき、平成 17 年度における騒音にかかる環境基準の適合状況、騒音苦情の状況、騒音規制法の施行状況等を取りまとめた。その概要は次のとおりである。

## （1）騒音に係る環境基準の現状

騒音に係る環境基準が平成 11 年 4 月 1 日から施行され（平成 10 年環境庁告示第 64 号）6 力年が経過した。環境基準の地域類型のあてはめ地域を有する市区町村は、平成 17 年末現在、全国の市区町村数の約 70.7%に当たる 1,304 市区町村であった。

平成 17 年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は 384 市区町村であった。

## （2）騒音苦情の状況

騒音に係る苦情の件数は、平成 17 年度は 16,470 件（前年度 16,215 件）で、前年度に比べて 255 件（約 1.5%）増加した。

苦情の主な発生源別内訳を見ると、工場・事業場騒音が最も多く 5,574 件（全体の約 33.8%）、次いで建設作業騒音が 5,109 件（約 31.0%）、営業騒音が 1,605 件（約 9.7%）であった。

前年度と比較すると、建設作業騒音に係る苦情が 456 件増加し、工場・事業場に係る苦情が 76 件、営業騒音に係る苦情が 170 件それぞれ減少した。

## （3）騒音規制法の施行状況

騒音規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、平成 17 年度末現在、全国の市区町村の約 75.1%に当たる 1,385 市区町村であった。

同法に基づき届出された規制対象の工場・事業場（特定工場等）の総数は、平成 17 年度末現在、全国で 208,736 件（前年度 207,494 件）であった。特定工場等に対する法に基づく立入検査は 845 件（前年度 937 件）、改善勧告は 4 件（前年度 4 件）行われ、改善命令は行われなかった（前年度 0 件）。この他、行政指導が 1,118 件（前年度 1,189 件）行われた。

また、同法に基づき届出された建設作業（特定建設作業）の総数は 69,958 件（前年度 67,942 件）であった。特定建設作業に対する法に基づく立入検査は 1,239 件（前年度 1,176 件）で、改善勧告及び改善命令は行われなかった（前年度 0 件、0 件）。この他、行政指導が 1,622 件（前年度 1,510 件）行われた。

## 1. 目的

環境省では、騒音防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、指定都市、中核市、特例市及び特別区を通じ、環境基準の適合状況、騒音に係る苦情の状況、騒音規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめている。

## 2. 調査結果

### (1) 騒音に係る環境基準の類型当てはめ状況

環境基本法に基づく環境基準の類型当てはめ地域を有する市区町村数は、平成17年度末現在1,304市区町村で、全国の市区町村数の約70.7%（平成16年度63.4%）に相当した。（表1）

### (2) 騒音規制法に係る地域指定の状況

騒音規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は、平成17年度末現在1,385市区町村で、全国の市区町村数の約75.1%（平成16年度69.3%）に相当した。（表1）

表1 環境基準類型当てはめ状況及び騒音規制法地域指定状況（平成17年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	777	23	846	198	1,844
環境基準の地域 類型あてはめ	744	23	492	45	1,304
割合（%）	95.8%	100.0%	58.2%	22.7%	70.7%
騒音規制法 地域指定	768	23	538	56	1,385
割合（%）	98.8%	100.0%	63.6%	28.3%	75.1%

### (3) 一般地域における環境基準の適合状況

全国の一般地域（道路に面する地域以外の地域）における環境騒音の状況を把握するため、地方公共団体により測定された環境騒音の環境基準の適合状況について調査した。（表2）

#### 環境騒音の測定実施状況

平成17年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は384市区町村（平成16年度261市区町村）で、環境基準の類型当てはめがなされている1,304市区町村の約29.4%であった。

測定地点の総数は3,978地点（同4,124地点）であり、そのうち定点測定地点数（毎年度実施しているものとは限らない）は3,041地点（同2,994地点）で、全体の約76.4%となった。

#### 環境基準の適合状況

地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合と、騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合とに分けて集計を行っている。

#### ア 地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合

全測定地点3,529地点（同3,579地点）のうち約78.7%（同74.2%）の地点で環境基準に適合した。

地域類型別にみた場合、A類型及びB類型地域（住居系地域）では2,626地点（同2,649地点）のうち約78.8%（同73.4%）の地点で適合し、C類型地域（住居・商工業混在地域）では834地点（同905地点）のうち約79.1%（同76.8%）の地点で適合した。

イ 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合

全測定地点 449 地点（同 545 地点）のうち約 70.8%（同 71.4%）の地点で適合した。

地域類型別にみると、A 類型及び B 類型地域では 314 地点（同 365 地点）のうち約 67.5%（同 67.4%）の地点で適合し、C 類型地域では 126 地点（同 155 地点）のうち 79.4%（同 76.1%）の地点で適合した。

（注）この集計における環境基準の適合・不適合の判定については、原則として測定した全ての時間帯において環境基準を満たした場合を「適合」とした。

表 2 一般地域における環境基準の測定及び適合状況（道路に面する地域を除く）

		平成17年度における測定状況										
測定実施自治体数		全測定地点数	定点測定地点数	ア．地域の騒音状況をマクロに把握するような地点を選定している場合				イ．騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合				
				AA	A及びB	C	計	AA	A及びB	C	計	
384	測定地点数	3,978	3,041	69	2,626	834	3,529	9	314	126	449	
	適合地点数	3,094	2,392	47	2,069	660	2,776	6	212	100	318	
	適合率(%)	77.8%	78.7%	68.1%	78.8%	79.1%	78.7%	66.7%	67.5%	79.4%	70.8%	

A A : 特に静穏を要する地域

A : 専ら住居の用に供される地域

B : 主として住居の用に供される地域

C : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

環境基準の適合状況の経年変化

平成 12 年度から平成 17 年度までの過去 6 力年の適合状況を図 1 に示した。

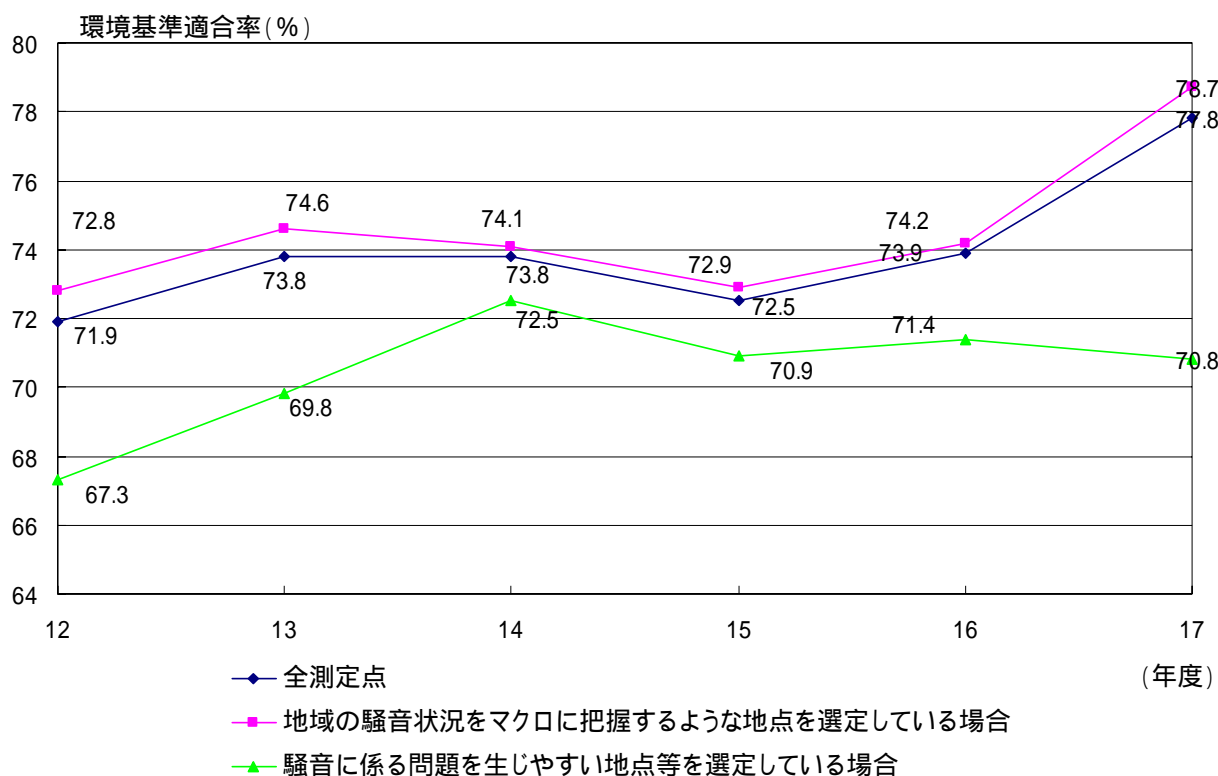


図 1 過去 6 力年の一般地域における環境基準適合状況

#### (4) 騒音苦情の状況

##### 苦情件数の推移

平成17年度に全国の地方公共団体が受理した騒音苦情の件数は、16,470件であった。これは、平成16年度(16,215件)と比べて255件、約1.5%の増加となる。(図2)

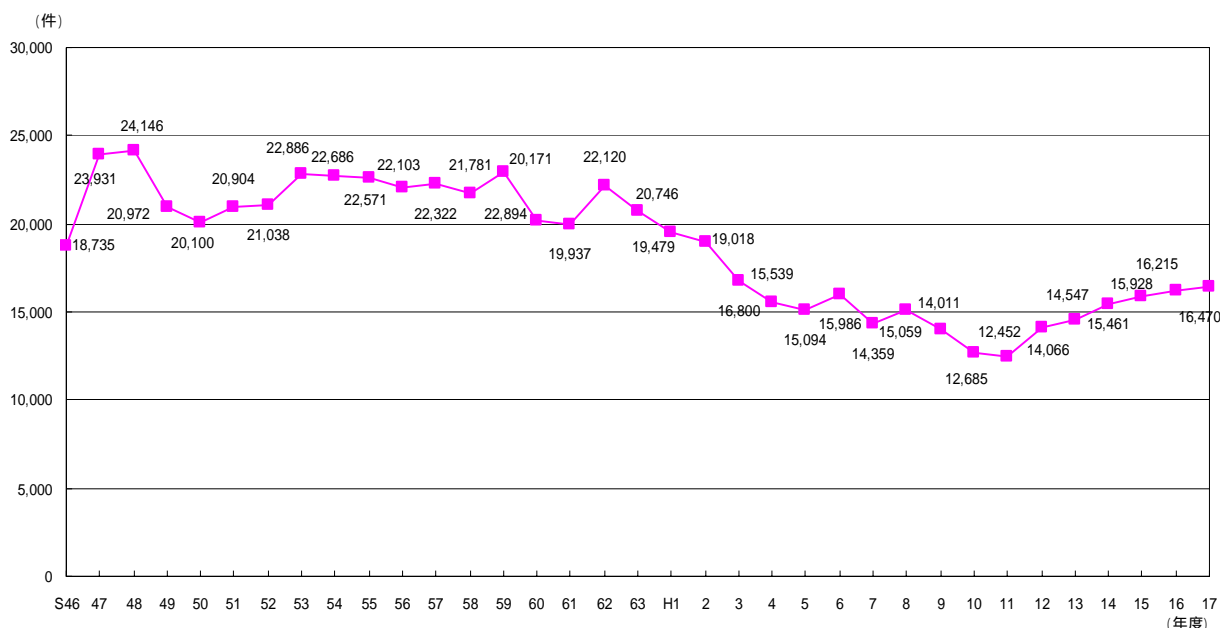


図2 騒音苦情件数の推移

##### 都道府県別の苦情件数

苦情件数を都道府県別に見ると、東京都の3,228件が最も多く、次いで大阪府1,737件、愛知県1,586件、埼玉県1,251件、神奈川県1,236件の順となっており、この5都府県で全国の騒音苦情件数の5割以上を占めた。(表3, 表4)

##### 発生源別の苦情件数

苦情件数を発生源別に見ると、工場・事業場騒音が5,574件(33.8%)で最も多く、次いで建設作業騒音が5,109件(31.0%)、営業騒音が1,605件(9.7%)、家庭生活騒音が1,050件(6.4%)の順となった。

平成16年度と比較すると、建設作業騒音に係る苦情が456件増加し、工場・事業場に係る苦情が76件、飲食店、興行場、娯楽施設等の営業騒音に係る苦情が170件減少した。(図3, 図4)

表3 都道府県別苦情件数（上位5都道府県）

順位	苦情件数		順位	人口100万対件数	
	都道府県	件数		都道府県	件数
1	東京都	3,228	1	東京都	257
2	大阪府	1,737	2	愛知県	219
3	愛知県	1,586	3	大阪府	197
4	埼玉県	1,251	4	埼玉県	177
5	神奈川県	1,236	5	神奈川県	141
	全 国	16,470		全国平均	129

人口は平成17年10月1日現在の総務省統計局「平成17年度国勢調査結果」による

表4 苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都道府県	H16	H17	増減	都道府県	H16	H17	増減
北海道	367	393	26	滋賀県	108	95	13
青森県	79	78	1	京都府	269	247	22
岩手県	76	88	12	大阪府	1,401	1,737	336
宮城県	234	243	9	兵庫県	651	648	3
秋田県	46	39	7	奈良県	109	105	4
山形県	108	123	15	和歌山県	93	96	3
福島県	159	136	23	鳥取県	41	40	1
茨城県	237	214	23	島根県	34	38	4
栃木県	163	185	22	岡山県	138	181	43
群馬県	212	248	36	広島県	242	240	2
埼玉県	1,270	1,251	19	山口県	130	148	18
千葉県	707	703	4	徳島県	62	52	10
東京都	3,310	3,228	82	香川県	62	62	0
神奈川県	1,224	1,236	12	愛媛県	135	171	36
新潟県	225	218	7	高知県	40	54	14
富山県	63	48	15	福岡県	547	564	17
石川県	120	95	25	佐賀県	47	78	31
福井県	74	72	2	長崎県	104	106	2
山梨県	64	67	3	熊本県	92	88	4
長野県	215	256	41	大分県	151	132	19
岐阜県	210	196	14	宮崎県	144	139	5
静岡県	425	376	49	鹿児島県	114	111	3
愛知県	1,660	1,586	74	沖縄県	77	77	0
三重県	176	182	6	合 計	16,215	16,470	255

は減を示す

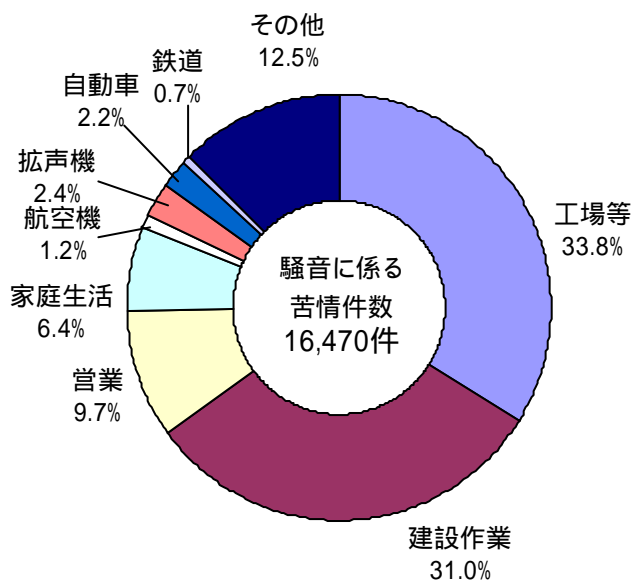


図3 騒音に係る苦情の内訳

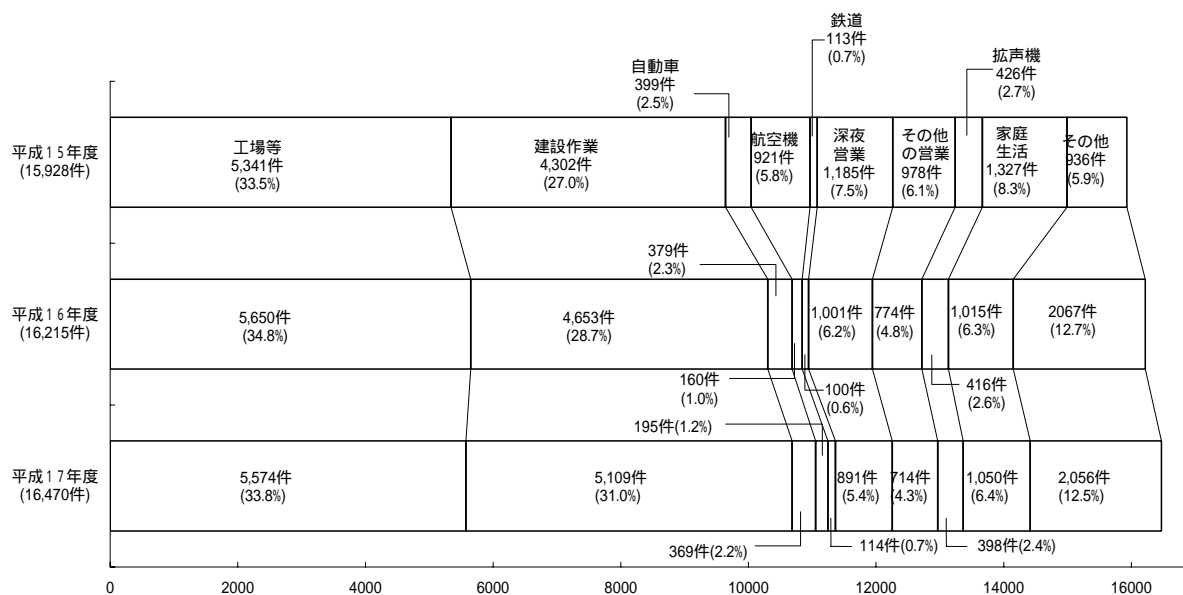


図4 過去3か年の苦情件数の発生源別内訳

#### 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

工場・事業場に対する苦情総数 5,574 件のうち、法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは、約 21.9%の 1,219 件であり、また、建設作業に対する苦情総数 5,109 件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は約 35.5%の 1,812 件となった。(表5)

表5 規制対象・非対象別苦情件数 (工場・事業場、建設作業)

年 度	発生源 の種類	工場・事業場					建設作業				
		特定工場等		左記以外		計	特定建設作業		左記以外		計
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	
平成16年度	件数	1,267	108	3,753	522	5,650	1,605	56	2,826	166	4,653
	%	22.4%	1.9%	66.4%	9.3%	100.0%	34.5%	1.2%	60.7%	3.6%	100.0%
平成17年度	件数	1,219	103	3,727	525	5,574	1,812	56	3,065	176	5,109
	%	21.9%	1.8%	66.9%	9.4%	100.0%	35.5%	1.1%	60.0%	3.4%	100.0%

注) 特定工場等とは、特定施設を有し、法の規制対象となる工場・事業場をいう。

(5) 規制の状況

(5)-1 工場・事業場に対する規制の状況

特定工場等総数及び特定施設の届出数

騒音規制法に基づき届出された特定工場等の総数は、平成17年度末現在で208,736件(平成16年度末現在207,494件)で、前年度より1,242件増加した。

(表6)

また、特定施設の総数は1,485,918件(同1,515,306件)となった。

特定工場等の内訳を見ると、空気圧縮機等を設置しているものが約37.8%と最も多く、次いで金属加工機械を設置しているものが約21.2%、織機を設置しているものが約11.5%の順となった。

特定施設の内訳を見ると、空気圧縮機等が約41.0%と最も多く、次いで織機が約24.3%、金属加工機械が約18.5%の順となった。(表7)

表6 特定工場等数及び特定建設作業件数の最近の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
特定工場等総数	207,950	207,494	208,736
対前年度比 (増加率)	439 (0.21%)	456 (0.22%)	1,242 (0.59%)
特定建設作業件数	68,333	67,942	69,958
対前年度比 (増加率)	3,639 (5.62%)	-391 (0.57%)	2,016 (2.96%)

表7 法に基づく届出件数(平成17年度末現在)

表7-1 特定工場等総数

設置特定施設	総数	(%)
金属加工機械	44,330	21.2%
空気圧縮機等	78,954	37.8%
土石用粉碎機等	4,525	2.2%
織機	24,082	11.5%
建設用資材製造機械	3,503	1.7%
穀物用製粉機	511	0.2%
木材加工機械	20,384	9.8%
抄紙機	637	0.3%
印刷機械	19,969	9.6%
合成樹脂用射出成形機	8,363	4.0%
鋳型造型機	3,478	1.7%
計	208,736	100.0%

表7-2 特定施設総数

特定施設	総数	(%)
金属加工機械	275,093	18.5%
空気圧縮機等	609,160	41.0%
土石用粉碎機等	25,619	1.7%
織機	360,885	24.3%
建設用資材製造機械	5,375	0.4%
穀物用製粉機	3,354	0.2%
木材加工機械	62,721	4.2%
抄紙機	2,100	0.2%
印刷機械	74,078	5.0%
合成樹脂用射出成形機	59,502	4.0%
鋳型造型機	8,031	0.5%
計	1,485,918	100.0%

### 法に基づく措置等の状況

指定地域内の特定工場等に係る苦情 1,219 件(平成 16 年度 1,267 件)に対して、平成 17 年度に行われた騒音規制法に基づく措置の件数は、報告の徴収 201 件(同 213 件)、立入検査 845 件(同 937 件)、騒音の測定 436 件(同 464 件)であった。騒音測定の結果、規制基準を超えていたものは 266 件(同 302 件)であり、改善勧告は 4 件(同 4 件)行われ、改善命令は行われなかった(同 0 件)。また、騒音防止に関する行政指導が 1,118 件(同 1,189 件)行われた。(表 8)

表 8 指定地域内の特定工場等騒音に係る措置等の状況

	苦 情	1,219
行政措置等	報告の徴収	201
	立入検査	845
	測定	436
	うち基準超	266
	改善勧告	4
	改善命令	0
	行政指導	1,118

### (5)-2 特定建設作業に対する規制の状況

#### 特定建設作業の実施届出件数

平成 17 年度中の特定建設作業実施届出件数は 69,958 件(平成 16 年度 67,942 件)であり、その内訳を見ると、さく岩機を使用する作業が 34,703 件(同 32,215 件)と最も多く、次いでバックホウを使用する作業が 19,722 件(同 20,146 件)の順になっており、これらで全体の約 77.8%を占めた。(表 6, 表 9)

表 9 特定建設作業の届出件数

特定建設作業届出件数	平成16年度	平成17年度	
くい打機等を使用する作業	4,750	5,037	7.2%
びょう打機を使用する作業	120	81	0.1%
さく岩機を使用する作業	32,215	34,703	49.6%
空気圧縮機を使用する作業	5,693	5,240	7.5%
コンクリートプラント等を設けて行う作業	357	390	0.6%
バックホウを使用する作業	20,146	19,722	28.2%
トラクターショベルを使用する作業	1,182	1,323	1.9%
ブルドーザーを使用する作業	3,479	3,462	4.9%
計	67,942	69,958	100.0%

### 法に基づく措置等の状況

指定地域内の特定建設作業に対する苦情 1,812 件(平成 16 年度 1,605 件)に対し、平成 17 年度に行われた騒音規制法に基づく措置の件数は、報告の徴収 290 件(同 169 件)、立入検査 1,239 件(同 1,176 件)、騒音の測定 372 件(同 354 件)であった。騒音測定の結果、基準を超えていたものは 84 件(同 91 件)であった。改善勧告及び改善命令は行われなかった(同 0 件、0 件)。

また、騒音防止に関する行政指導が 1,622 件(同 1,510 件)行われた。(表 10)



表 10 指定地域内の特定建設作業騒音に係る苦情件数及び措置等の状況

苦 情 件 数		行政措置等	
くい打機等を使用する作業	117	報告の徴収	290
びょう打機を使用する作業	8	立入検査	1,239
さく岩機を使用する作業	1,033	測 定	372
空気圧縮機を使用する作業	40	うち基準超	84
コンクリートプラント等設けて行う作業	8	改善勧告	0
バックホウを使用する作業	529	改善命令	0
トラクターショベルを使用する作業	61	行政指導	1,622
ブルドーザーを使用する作業	16		

( 6 ) 道路交通騒音に対する措置等の状況

指定地域内の道路交通騒音の苦情 314 件（平成 16 年度 331 件）に対して，騒音の測定は 115 件（同 111 件）行われており，要請限度を超えていたものは 22 件（同 26 件）であった。また，道路管理者に対する道路の構造改善等の意見陳述が 8 件（同 3 件）行われた。都道府県公安委員会に対する交通規制等の要請は行われなかった。（同 0 件）。なお，これらの騒音規制法に基づく措置のほか，道路管理者に対する協力依頼等の措置が 118 件（同 144 件）行われ，都道府県公安委員会に対する同様の措置は 10 件行われた（同 6 件）。（表 11 参照）

表 11 指定地域内の道路交通騒音に係る措置等の状況

苦 情		314
行政措置等	測 定	115
	うち要請限度超	22
	公安委員会へ要請	0
	道路管理者へ意見陳述	8
	要請以外の公安委員会への措置依頼	10
	意見陳述以外の道路管理者への措置依頼	118

( 7 ) 低周波音に係る苦情の状況

平成 17 年度に地方公共団体が受けた低周波音に係る苦情の件数は 135 件（平成 16 年度 144 件）であった。（図 5，表 12）

内訳を見ると，工場・事業場に係るものが 54 件（同 49 件）と最も多く 40.0%を占めた。

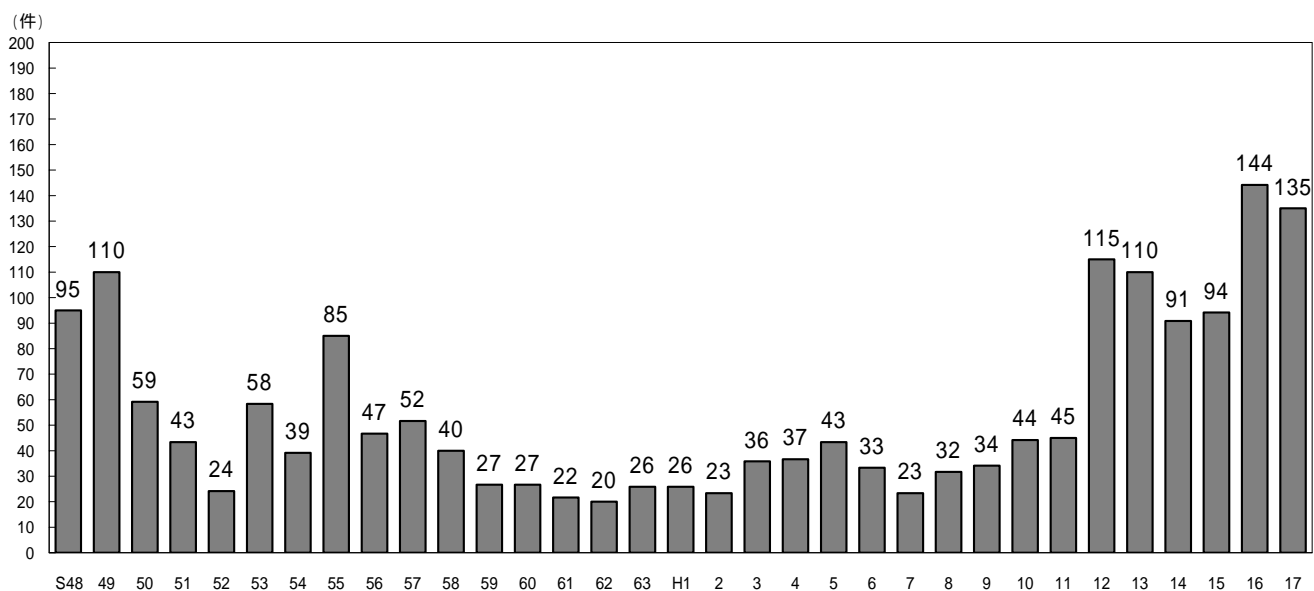


図5 低周波音に係る苦情件数の年次推移

(年度)

表12 低周波音に係る苦情件数の内訳

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
発生源												
工場・事業場	12	16	19	22	21	61	52	40	45	49	54	40.0%
建設作業	1	1	1	0	0	2	3	1	1	6	5	3.7%
道路交通	2	1	1	2	1	1	1	1	3	1	1	0.7%
鉄道	4	3	0	2	1	4	1	3	0	3	1	0.7%
家庭生活	0	0	3	7	1	20	16	20	21	21	15	11.1%
その他	4	11	10	11	21	27	37	26	24	64	59	43.7%
合計	23	32	34	44	45	115	110	91	94	144	135	100%

### 3. 考察

騒音に係る苦情の件数は前年度より増加しており、平成11年度以降の増加傾向が続いている。また、平成17年度の騒音苦情件数は依然として都市圏に集中している。

低周波音苦情については騒音と比較すると苦情件数は少なく、前年度に比べて微減しているが、発生のメカニズム等については未だ不明な点も多く、引き続き防止事例等の知見の充実と対策・評価方法の周知が必要である。

今後、引き続き適切な法の運用のみならず、良好な音環境の整備を一層推進していく必要がある。